

博士論文の要約

論文題目：

犯罪被害者支援の言説に関する社会問題の社会学
—被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の関係の歴史的形成過程—

論文提出時の所属：

人文社会科学研究科国際公共政策専攻社会学分野博士後期課程

氏名：

岡村 逸郎

書誌情報：

書籍名：『犯罪被害者支援の言説に関する社会問題の社会学』（仮）

出版社名：株式会社 明石書店

刊行予定日：2022年3月31日

本研究の目的は、犯罪被害者支援の言説が日本においていかにして形成されたのかを、被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の関係の歴史的な形成過程に注目して明らかにすることである。

日本における犯罪被害者にかかわる問題は、1990年代後半から2000年代にかけての時期に社会問題化された。その社会問題化の過程においては、犯罪被害者支援の用語が頻繁に用いられ、社会的に普及された。本研究では、犯罪被害者支援の言説が形成された歴史的な過程を、法学者と精神科医という2つの専門職集団の活動に注目して明らかにする。

法学者と精神科医は、犯罪被害者にかかわるまとまった活動を、明治期から昭和期にかけての早い時期から率先して展開してきた。本研究では、法学者の活動と精神科医の活動のなかで形成された犯罪被害者支援の言説とその前身の言説である犯罪被害者救済の言説を対象にして、歴史的な考察を行なう。

1970年代の法学者が形成した犯罪被害者救済の言説は、専門職集団が被害者をうえから救済しようとする、専門家主義的な言説だった。対して2000年代の法学者と精神科医が形成した犯罪被害者支援の言説は、専門職集団が被害者の主体的な回復を傍らで支援しようとする、当事者主義的な言説だった。

本研究では、犯罪被害者にかかわる言説が日本において専門家主義的な言説から当事

者主義的な言説へと転換した現象を、A. アボットの専門職論の視点と社会問題の構築主義の視点に依拠して分析する。すなわち、その現象を、被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の対立ないし連携に注目して明らかにする。そして、そのことを通して、社会学の被害者研究において蓄積されてきた歴史的な知見を刷新するとともに、あらたな視座を社会学の専門職研究に対して提示することを目指す。

第1章では、被害者を対象にする社会学の先行研究の限界が、犯罪被害者支援の言説を、対立ないし連携する複数の専門職集団の活動に注目して分析する視点が欠けていることだと指摘した。対して本研究が、アボットの専門職論の視点と社会問題の構築主義の視点を参考にして、複数の専門職集団が形成した対立ないし連携をそれぞれの専門職集団が用いた固有の言説的資源に注目して分析する、あらたな分析視角に依拠すると述べた。

すなわち本研究では、第1に、アボットの専門職論の視点を参考にして、ある社会問題の歴史的な形成過程を、複数の専門職集団が形成した対立ないし連携に注目して記述する。第2に、社会問題の構築主義の視点を参考にして、ある社会問題の歴史的な形成過程を、それぞれの専門職集団が用いた固有の言説的資源に注目して分析する。

本研究では、以上の分析視角に依拠して事例研究を行なうことによって、ベストが提示する社会問題の自然史のモデルを批判的に捉え返す。すなわち、複数の専門職集団が形成した対立ないし連携をそれぞれの専門職集団が用いた固有の言説的資源に注目して分析することによって、ベストが提示する社会問題の自然史のモデルを批判的に検討し、再構築する。以上の点に、本研究が依拠する分析視角の社会的な意義がある。

また、本研究が扱う事例の国際的な位置づけと、資料の収集方法を示した。

欧米諸国においては、犯罪被害者にかかわる言説が専門家主義的な言説から当事者主義的な言説へと転換する現象が、犯罪被害者に対する援助ないし支援を組織的に行なう民間団体の活動が1980年代から90年代にかけての時期に広く展開されるなかで生じた。対して日本においては、犯罪被害者に対する援助ないし支援を組織的に行なう民間団体の活動が広く展開されはじめる時期が、欧米諸国と比べて20年近く遅れた。

こうした状況にあった日本においては、犯罪被害者にかかわる問題の発見とその社会問題化が、被害者ないし被害者遺族による民間団体主導ではなく、専門職集団主導のもとで行なわれた。そのため、専門家主義的な言説から当事者主義的な言説への言説の転換が、被害者ないし被害者遺族による民間団体の運動をきっかけにしてではなく、専門職集団の議論をきっかけにして生じた。すなわち日本においては、言説の転換が、被害の当事者による下方からの運動ではなく、啓蒙的な知識人による上方からの運動によって生じた。このことが、本研究が分析の対象にする事例の特徴である。

したがって犯罪被害者にかかわる言説が日本において転換した過程は、複数の専門職集団が展開したそれぞれの活動を詳述することによってこそ、明らかにすることができ

る。

本章では、社会問題化の過程を、複数の専門職集団が形成した対立ないし連携とそれぞれの専門職集団が用いた固有の言説的資源に注目して記述する、あらたな分析視角を提示した。本研究が分析の対象にする事例は、この分析視角を適用することがきわめて有効な事例である。この点に、本研究が事例研究を行なう際に、日本を対象にする意義がある。

第2章では、明治期の法学者と昭和期の精神科医が、犯罪被害者にかかわる諸カテゴリーを形成した過程を明らかにした。具体的には、新派刑法学に依拠する明治期の法学者が、犯罪被害者のカテゴリーを救済の用語のもとで提示しながらも、犯罪被害者を、社会防衛を実現する際の付随的な研究対象として位置づけることにとどまったと記述した。対して被害者学に依拠する昭和期の精神科医が、被害者の有罪性のカテゴリーを用いることによって、被害者を独立した研究対象として再定義したと考察した。そして、複数の専門職集団が異なる被害者の定義を提示することを通して、被害定義の管轄権をめぐる対立が法学者と精神科医の間において形成されるようになったことを明らかにした。

しかし1950年代から60年代にかけての精神科医は、被害者の有罪性のカテゴリーを用いたものの、そのカテゴリーのもとで被害者を分類することにとどまった。対して1960年代の法学者は、被害者の分類によって蓄積されてきた知見を体系化することによって、被害者学の理論を形成する活動を展開した。そして、その際に、被害者の有責性という法学に固有のカテゴリーを用いた。

すなわち1960年代の法学者は、1950年代から60年代にかけての精神科医が展開した活動を踏まえて、自らの被害定義の管轄権をあらためて主張することになった。次章では、この過程を記述する。

第3章では、1960年代からの1970年代にかけての法学者が、精神科医が輸入した被害者学を理論として展開した過程を明らかにした。具体的には、法学者の議論において、被害者の分類を被害者学の理論として体系化しようとする理論的な関心と被害者学の理論を法律の制定過程において応用しようとする実践的な関心が、共存していたと記述した。また、法学者が、被害者の有責性のカテゴリーにもとづく分類を、原因究明と道徳的な非難を混在させるなかで行なったと考察した。さらに、法学者が、被害者の有責性に関する常識的知識を含み込むかたちで、被害者学の理論を形成したと分析した。そして、以上の法学者の活動を通して、被害者学の理論が社会的に広く普及されることが可能なものとして形成されたことを明らかにした。

しかし1970年代の法学者は、被害者学の理論が科学的な理論として精緻化されていなかったにもかかわらず、被害者学の理論を補償制度にかかわる法律の制定過程において社会的に普及させる活動を展開していった。この活動は、いかにして可能になったの

だろうか。

被害者学の理論は、むしろ理論的に精緻化されていなかったからこそ、社会的に普及されることが可能だった。法学者は、本章でみたように、被害者の分類を、被害者の有責性に関する常識的知識にもとづいて行なってきた。そして、常識的知識にもとづいて蓄積された被害者の分類を体系化することによって、被害者学の理論を形成した。被害者学の理論は、このように被害者の有責性に関する常識的知識にもとづいて理論化されていたからこそ、一般の人々にも理解可能なものとして受容され、社会的に普及されることが可能だったのである。

被害者学の理論が社会的に普及される過程においては、法学者と異なるアクターが登場した。そのアクターは、新聞報道だった。1970年代の新聞報道は、法学者と一般の人々の間を、通り魔的犯罪のカテゴリーを用いることによって媒介した。次章では、新聞報道の活動を対象にして、新聞報道が、被害者学の理論を通して形成された犯罪被害者にかかわる諸カテゴリーを社会的に普及させた過程を追尾する。

第4章では、1970年代の新聞報道が、犯罪被害者にかかわる諸カテゴリーを通り魔的犯罪のカテゴリーのもとで社会的に普及した過程を明らかにした。具体的には、法学者が被害者のカテゴリーを、特定の性質をもった一部の人間になる特殊な状態として被害者学の理論において捉えてきたと記述した。対して新聞報道が犯罪被害者を、誰もがなりうる一般的な状態として再定義したと考察した。さらに、新聞報道が加害者の動機の不可解性ないし被害者選定の無差別性を共通点として、多種多様な犯罪を通り魔的犯罪のカテゴリーのもとで包括したと分析した。そして、以上の新聞報道の活動を通して、犯罪被害と社会保障を接続する言説的な基盤が形成されたことを明らかにした。

犯罪被害者にかかわる社会運動は、「犯罪被害者等給付金支給法」が成立した1980年5月に節目を迎え、1980年代には再び沈静化することになった。しかし1970年代の新聞報道が社会的に普及した犯罪被害者にかかわる諸カテゴリーは、諸アクターによってその後も繰り返し利用されていくことになった。とりわけ1990年代以降においては、犯罪の認知件数が急増していることを示す犯罪統計を、あらたな言説的資源として利用することが可能になった。犯罪被害者にかかわる問題は、そうした言説的資源のもとで、より大きな波のもとで社会問題化されていくことになったのである。

しかし1990年代以降の以上の現象を分析することは、本章の課題を超える。次章以降では、分析の対象を再び法学者の活動と精神科医の活動に戻す。1970年代の法学者は、1970年代の新聞報道が展開した活動を踏まえて、犯罪被害者救済の言説をいかにして形成して、社会的に普及していったのだろうか。次章では、この過程を追尾する。

第5章では、1970年代の法学者が、新聞報道の活動を前提として、犯罪被害者救済の言説を形成した過程を明らかにした。具体的には、法学者が、被害者学の理論を補償制度において応用するために、補償制度の理論的根拠を確定することを試みたと記述した。

また、法学者が、犯罪被害者を補償される固有の権利をもった主体として表象するとともに、すべての人々を潜在的被害者として被害者の補償にかかわる問題に巻き込もうとしたと考察した。さらに、法学者が、完全に責任のない被害者を救済されるべき対象の中心におきつつ、さまざまな被害者を救済の対象から除外したと分析した。そして、以上の法学者の活動を通して、専門家主義的な犯罪被害者救済の言説が形成されたことを明らかにした。

従来の法学者は、第3章でみたように、被害者学を犯罪学から差異化する活動を展開してきた。しかしその活動は、法学者という専門職集団の内部において展開されてきたものだった。従来の法学者は、被害者学の理論を形成する際に、被害者の有責性に関する常識的知識を参照することはあった。しかし、クレームを社会に向けて広く発信することはしてこなかった。

対して本章でみた1970年代の法学者の活動は、犯罪被害者にかかわる法制度の設計を被害者学の理論にもとづいてはじめて試みたという点で、法学者がクレームを社会に向けて広く発信していく契機となった。

ところが法学者が形成した犯罪被害者救済の言説に対しては、対抗クレームが精神科医というほかの専門職集団によって1990年代に申し立てられることになった。精神科医は、その対抗クレームにおいて、犯罪被害者救済に携わる法学者自身が2次被害を被害者に対して与えていると批判した。

次章では、以上の対抗クレームをきっかけにして法学者と精神科医が展開することになった、対立する議論に注目する。そして、その議論のなかで形成された、犯罪被害者支援というあらたな形式の言説を分析の対象にする。その分析を通して明らかになることは、法学者のあらたな専門性と精神科医のあらたな専門性が複数の専門職集団の連携のなかで模索されはじめることになる、社会問題化のあらたな段階である。

第6章では、犯罪被害者にかかわる問題が、「複数の専門職集団の連携」という社会問題化のあらたな段階へ移行した過程を明らかにした。具体的には、1990年代の精神科医が、法学者によって形成された2次被害のカテゴリーを活用することによって、選別主義的な犯罪被害者救済を、被害者に対してさらなる精神的被害を与える加害行為として再定義したと考察した。さらに、2000年の法学者と精神科医が、法学者が用いてきた被害者支援の用語を、精神科医が形成した被害者援助の発想をとり入れるかたちで連携の共通語として再定義したと分析した。そして、以上の法学者の活動と精神科医の活動を通して、当事者主義的な犯罪被害者支援の言説が形成されたことを明らかにした。

本研究が分析の対象にする犯罪被害者支援の言説の地平は、以上でみた法学者と精神科医の連携のもとで切り開かれたものだった。そこでは、被害者支援の用語を共通語にする法学者と精神科医の連携が、被害を定義する用語をめぐる両者の依存関係のもとで形成された。一方で法学者は、精神科医との連携のもとで、トラウマやPTSDといった

精神医学の枠組みによって測定される被害に考慮しつつ、精神的被害を法学の枠組みのなかにとり込む活動を展開していくことになった。他方で精神科医は、法学者との連携のもとで、法学の枠組みによって規定される被害に考慮しつつ、深刻な精神的被害が生じている問題を法制度の改正を通して解決する活動を展開していくことになった。

以上のように犯罪被害者支援の言説が法学者と精神科医の連携のもとで形成されたことは、2つの専門職集団の活動にとって、大きな転換点となった。アボットは、専門職システムを、複数の専門職集団の依存関係のなかで形成されるものとして捉えた。翻って考えると、依存関係が成立するということは、それぞれの専門職集団が自らの専門性について検討し直し、連携のもとでの自らの専門性を、あらたなかたちで形成していく必要に迫られることを意味した。なぜならば自らの活動がほかの専門職集団の用語に依存するということは、自らに固有の専門性が脅かされる事態と表裏一体だったからである。

2000年代の法学者と精神科医は、それぞれが互いの存在を念頭におきながら、連携のもとで確保しうる、それぞれの専門職集団に固有のあらたな専門性のあり方を模索していくことになった。次章以降では、そのあらたな専門性の形成過程に注目して、第7章では法学者の活動を、第8章では精神科医の活動を、それぞれ分析する。

第7章では、2000年代の法学者が、連携のもとでの犯罪被害者支援に携わる法学者のあらたな専門性を形成した過程を明らかにした。具体的には、法学者が、*Restorative Justice*の理論的基盤を提供する活動と、*Restorative Justice*を刑事司法において制度化する活動という、2つの活動を展開したと考察した。そして、これらの2つの活動を展開するなかで、連携のもとでの犯罪被害者支援に携わる法学者のあらたな専門性を、ほかの専門職集団の用語に依存しつつも多方面にわたって支援活動へ参与することによって形成したことを明らかにした。

法学者は、以上のように、修復的実践の理論的基盤の提供と刑事司法における制度化という2つの活動の両方において、ほかの専門職集団の活動とその用語に依存せざるをえなかった。しかしこのことは、法学者があらたな専門性の形成に失敗したことを意味しない。むしろ法学者は、自らの領分をほかの専門職集団との依存関係のなかで見定める活動においてこそ、連携のもとでの犯罪被害者支援に携わる法学者のあらたな専門性を形成した。

法学者は、コミュニティや2次被害といったほかの専門職集団の用語に依存して、自らの領分をほかの専門職集団によって提示された対抗クレームに応じて定めていくなかで、自らの専門性を確保しようとした。法学者は、修復的実践の理論的基盤を社会学者の用語に依存することによって打ち立て、自らが修復的実践に参加する方法を精神科医の批判を受けながら模索し、制度化の妥協点を心理学者やほかの法学者の否定的な見解を慎重に検討しつつ探った。そのように複数のジレンマに直面しつつも、*Restorative*

Justice を通して多方面にわたって支援活動へ参与することを通してこそ、犯罪被害者支援に携わる法学者の活動の独自性とあらたな専門性が形成されたのである。

法学者は、連携のもとでの犯罪被害者支援に携わる法学者のあらたな専門性を、以上のように複数の専門職集団との連携のもとで、Restorative Justice を通して多方面にわたって支援活動へ参与することによって形成した。対して本研究が分析の対象にするもう1つの専門職集団である精神科医は、連携のもとでの犯罪被害者支援に携わる精神科医のあらたな専門性を、いかにして形成していったのだろうか。次章では、その過程を追尾する。

第8章では、2000年代の精神科医が、連携のもとでの犯罪被害者支援に携わる精神科医のあらたな専門性を形成した過程を明らかにした。具体的には、精神科医が、法的な枠組みにおいてとりこぼされる精神的被害を測定して精神的被害を引き起こす専門職集団の活動を監視する活動と、被害者の回復を支援するあらたな療法を認知行動療法のもとで洗練する活動という、2つの活動を展開したと考察した。そして、これらの2つの活動を展開するなかで、連携のもとでの犯罪被害者支援に携わる精神科医のあらたな専門性を、法律の制定過程への関与とカウンセリングの業務への従事を通して支援活動へ参与することによって形成したことを明らかにした。

精神科医は、一方で、法律の制定過程に関与する活動においては、対立する議論を、法学者をはじめとするほかの領域の専門職集団との間で展開した。この活動においては、非対称な関係によって2次受傷を被害者に対して与えるという意味での精神科医の加害者性は、可視化されなかった。しかし精神科医は、他方で、カウンセリングの業務に従事する活動においては、「対等」な精神科医-クライアント関係を形成する方法を模索した。この活動においては、精神科医の加害者性が、明確なかたちで可視化された。そのため精神科医は、クライアントの能動性を強調することと精神科医-クライアント関係を限定化することによって、精神科医の専門性と形式上の「対等」な関係を両立させることを試みた。

以上の2つの活動のそれぞれにおいて形成された専門性は、ほかの専門職集団とクライアントのどちらに対する専門性なのかという点と、精神科医の加害者性が可視化されたか否かという点において、異なる意味づけを付与されたものだった。しかし、これらの専門性が組み合わさることによってこそ、精神的被害を引き起こす専門職集団の活動を監視して法律の制定過程に関与しつつも、カウンセリングの業務に従事するかたちで犯罪被害者支援に携わる、精神科医のあらたな活動が可能になった。そして、以上の活動を通して精神科医の立ち位置が明確化されることによって、連携のもとでの犯罪被害者支援に携わる精神科医のあらたな専門性が形成されたのである。

本研究では、犯罪被害者支援の言説が日本において形成された過程を、被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の関係の歴史的な形成過程に注目して明らかにした。具

体的には、犯罪被害者支援の言説が日本において形成された過程を、以下の過程として明らかにした。

1990年代の精神科医は、専門家主義的な犯罪被害者救済が2次被害を被害者に対して与える加害行為だという対抗クレームを、法学者に対して申し立てた。法学者が精神科医の対抗クレームを受容することによって、法学者と精神科医の連携が2000年以降に形成された。その連携のもとでは、法学者が用いてきた被害者支援の用語が、精神科医が形成した当事者主義的な被害者援助の発想をとり入れるかたちで、連携の共通語として法学者と精神科医によって再定義された。法学者と精神科医は、被害者支援の用語を共通語にする連携のもとで、それぞれに固有のあらたな専門性を形成する活動を展開した。犯罪被害者支援の言説は、以上の法学者の活動と精神科医の活動を通して、いま現在の形式の言説として形成された。

本研究では、以上のように分析を、複数の専門職集団が用いた諸カテゴリーに対して付与された、異なる意味づけに注目して行なった。すなわち、第2章と第3章で、被害定義をめぐる管轄権の対立が形成された過程を、精神科医が用いた被害者の有罪性のカテゴリーと法学者が用いた被害者の有責性のカテゴリーに対して付与された、異なる意味づけに注目して明らかにした。さらに、第4章と第5章で、犯罪被害者救済の言説が形成された過程を、新聞報道と法学者が用いた、被害者の有責性のカテゴリーと通り魔的犯罪のカテゴリーに注目して明らかにした。そして、第6章、第7章、ならびに第8章で、犯罪被害者支援の言説が形成された過程を、法学者が用いた2次被害のカテゴリーと精神科医が用いた2次受傷のカテゴリーに対して付与された、異なる意味づけに注目して明らかにした。

さらに本研究では、諸カテゴリーに対して付与される意味づけが固有の言説的資源のもとで変容した歴史的な過程に注目することによって、社会問題化が、なぜ「クレーム申し立て」「メディア報道」「政策形成」「複数の専門職集団の連携」の段階を踏んで行なわれたのかを明らかにした。具体的には、ある段階から別の段階への問題の移行が、以下の言説的な基盤が固有の言説的資源のもとで形成されたことを通して可能になったことを明らかにした。

「クレーム申し立て」の段階から「メディア報道」の段階への問題の移行は、被害者学の理論という言説的な基盤が、被害者の有責性に関する常識的な知識のもとで一般の人々にも理解可能なかたちで法学者によって形成されたことを通して可能になった。

「メディア報道」の段階から「政策形成」の段階への問題の移行は、犯罪被害と社会保障の接続を可能にする言説的な基盤が、通り魔的犯罪のカテゴリーのもとで新聞報道によって形成されたことを通して可能になった。「政策形成」の段階から「複数の専門職集団の連携」の段階への問題の移行は、2次被害の用語と被害者支援の用語という言説的な基盤が、当事者主義的な発想にしたがった共通の理解のもとで法学者と精神科医によ

って形成されたことを通して可能になった。

本研究では、以上のように犯罪被害者支援の言説が日本において形成された過程を、被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の関係の歴史的な形成過程に注目して明らかにした。本章では、その知見のインプリケーションを、本研究の分析視角との関係からあらためて考察した。

法学者と精神科医は、日本が近代化の段階に入った明治期以降、それぞれの学問的な枠組みをあらたなかたちで再編成する活動を展開した。明治期の法学者は、犯罪被害者のカテゴリーを法学的な枠組みにもとづいて形成した。対して昭和期になると、複数の専門職集団が異なる被害者の定義を提示することによって、被害定義の管轄権をめぐる対立が法学者と精神科医の間において形成された。法学者は、その対立のもとで焦点化された被害者に関する常識的知識を参照することを通して、専門家主義的な犯罪被害者救済の言説を形成した。

法学者と精神科医は、昭和期以降、対立する議論を幾度かにわたって展開した。ところが、2000年以降、被害者支援の用語を共通語にする連携を形成した。法学者と精神科医は、その連携のもとで、法学的な枠組みの一部と精神医学的な枠組みの一部を、被害者支援の用語のもとで共有するようになった。そして、当事者主義的な犯罪被害者支援の言説を形成した。

このように犯罪被害者支援の言説が法学者と精神科医の連携のもとで形成されたことは、2つの専門職集団の活動が、あと戻りのできない地点に到達したことを意味した。法学者は、精神医学の用語や発想法を参照しつつも、被害を基本的には法学的な枠組みにもとづいて定義することのできる、妥協点を探りはじめた。精神科医は、法律の制定や運用という法学のフィールドにおいて、精神科医の領分を法学的な被害定義の空隙を見つけ出すことによって確保する、あらたな道を追い求めるようになった。そして法学者と精神科医は、連携のもとで確保しうる、それぞれのあらたな職務のあり方とその職務を通して担保されるあらたな専門性のあり方を、模索しはじめた。

犯罪被害者支援の言説のもとでの法学者の専門性と精神科医の専門性は、このように法学者と精神科医が、互いが互いに依存し合うことによってなり立つものになった。そうした状況のもとでは、どちらかの専門職集団がどちらかの専門職集団を排除することによって、被害定義の管轄権を独立したかたちで掌握することが困難になった。

犯罪被害者支援の言説が形成されたことは、法学者の活動と精神科医の活動が、「複数の専門職集団の連携」という不可逆的な社会問題化の段階に到達したことを意味した。ベストは、第1章でみたように、繰り返し展開されるクレーム申し立て活動のパターンを発見することによって、専門家のクレームが展開される一般的な道筋を、社会問題の自然史のモデルのもとで帰納的に定式化した。しかし本研究で分析した犯罪被害者支援の言説は、そうした同じパターンのもとで繰り返されるクレーム申し立て活動によって

形成される、たんなる可逆的な1つの段階に位置づく言説ではなかった。

法学者と精神科医は、それぞれの専門的知識の一部を連携のもとで交換し合うことによって、互いに離れることができない関係を形成した。犯罪被害者支援の言説は、法学者と精神科医によってとり結ばれたそうした共依存的な関係のもとで形成された、不可逆的な社会問題化の段階に位置づく言説だったのである。

本研究では、以上のように犯罪被害者支援の言説が日本において形成された過程を、被害定義の管轄権をめぐる法学者と精神科医の関係の歴史的な形成過程に注目して明らかにした。先行研究に対する3つの意義を、その知見から導き出すことができる。

第1に、社会学の被害者研究に対する意義である。

第1章では、犯罪社会学ないし法社会学の領域において行なわれてきた被害者研究の限界が、犯罪被害者「支援」の用語の固有性を明らかにできていないことだと論じた。また、歴史社会学の領域において行なわれてきた被害者研究の限界が、犯罪被害者救済の言説と犯罪被害者支援の言説においてそれぞれ付与されてきた意味づけの差異や、両者の言説の歴史的な関係を明らかにできていないことだと考察した。

対して本研究では、被害者に関する資料を、法学者の著書や論文、精神科医の著書や論文、雑誌記事、新聞記事、国会会議録といった幅広い範囲で、先行研究と異なり領域横断的に収集した。さらに、犯罪被害者支援の言説とその前身の言説である犯罪被害者救済の言説の歴史的な形成過程を、複数の専門職集団の対立ないし連携に注目して明らかにした。そして、犯罪被害者救済の言説と犯罪被害者支援の言説の歴史的な関係を、救済の用語と支援の用語に付与されてきた意味づけの差異にまで踏み込んで明らかにした。以上の点に、本研究の歴史記述上の意義がある。

第2に、社会学の支援研究に対する意義である。

第1章では、福祉社会学の領域において行なわれてきた支援研究の限界が、広く社会的に普及され社会学者自身も含めた多くの人々の認識枠組みを規定している犯罪被害者支援の言説が、なぜほかでもない、いま現在のかたちで支配的な言説になったのかを明らかにできていないことだと論じた。

対して本研究では、犯罪被害者にかかわる問題の社会問題化がなぜ「クレーム申し立て」「メディア報道」「政策形成」「複数の専門職集団の連携」の段階を踏んで行なわれたのかを、諸カテゴリーに対して付与される意味づけが固有の言説的資源のもとで変容した歴史的な過程に注目して明らかにした。そして、支援の言説に関する歴史的研究が今後行なわれる際に足がかりとなる、先駆的な一例を提示した。以上の点に、本研究の事例研究上の意義がある。

第3に、社会学の専門職研究に対する意義である。

第1章では、社会学の専門職研究において行なわれてきた研究として、アボットの専門職論、社会問題の構築主義に依拠する専門家論、ならびにベストの社会問題の自然史

のモデルを検討した。さらに、ベストの社会問題の自然史のモデルの限界が、社会問題化の過程を複数の専門職集団が形成した対立ないし連携に注目して分析する視点が欠けていることだと考察した。そして、アボットの専門職論のモデルの限界が、それぞれの専門職集団が用いた固有の言説的資源を分析する視点が欠けていることだと分析した。

対して本研究では、「複数の専門職集団の連携」の段階を、ベストが提示する社会問題の自然史のモデルのもとでは想定されていない、社会問題化のあらたな段階として提示した。さらに、特定の問題がなぜこの段階に沿って社会問題化されたのかを、諸カテゴリーに対して付与される意味づけが固有の言説的資源のもとで変容した歴史的な過程に注目して明らかにした。そして、このようにアボットの専門職論と社会問題の構築主義の専門家論のそれぞれの強みを活かしたあらたな分析視角に依拠して事例研究を行なうことによって、ベストが提示する社会問題の自然史のモデルを批判的に検討し、再構築した。以上の点に、本研究の分析視角上の意義がある。